

琉球大学学術リポジトリ

米国管理下の南西諸島状況雑件 沖縄住民の権利拡大
大（自治権拡大問題）

メタデータ	言語: 出版者: 公開日: 2019-01-31 キーワード (Ja): キーワード (En): 作成者: - メールアドレス: 所属:
URL	http://hdl.handle.net/20.500.12000/43437

ケイセン記者会見

宇山 審議官

(特別輔佐官)

WR 37-3-22

世帯下り評議

スキャンして用紙方面に回付した

3月19日の竹下大総領事公表の際における記者会見要旨 (3月22日サタデー朝刊の特別版)

1. 声明の最重要点 - 米軍基地の重要性と日本人と

本土と密接な関係を持つという沖縄人の希望とを

調整せんとする政策の表明である。

2. 拒否権 - 実効に變化がある訳ではなく、系統

上の改善が第9条及び第11条の改正にまつ

て行われる。特に拒否権行使の場合には防長

官に報告理由を報告しなければならない。その

とも、そのことは従来とも行われていたことである。

3. 自治権 - 立法院に対する行政主席の権限、立法院

による選挙及びその他の変更等は自治権の拡大

である。今後声明95及び69検討の結果は

に自治権の拡大が行われる。

4. 潜在主権 - 実効が変更は認められないが、「日本

本土の一部である」と確認したのは初めてで、

~~沖縄人が種族的にも文化的にも日本国民であること~~

はこれと同様である。沖縄人が文化的にも

種族的にも日本国民であることと認めればと相俟

て、潜在主権に於ける米国の発言を明らかにした

のである。右に於て、沖縄が将来帰属するものは

日本であり、日本以外のいかなる第三国にも送還

土小之たいとの米口の政策を明確に示すことによる。

(70年代法)

5. Price Act の修正 — 米口政府は従来より援助増大

の必要を痛感し、議会に対しては十分な説明を求め

た。声明は議会に改正法案を提出することと明かし

た。新しい ceiling と quota の会合委員に口をひき

き。

6. 日米の対沖縄援助 — 日米の援助も従来より増大

土小の間に ~~米口~~ ^{irregular} 不規則にしか行われてきた。今後は日米間の

協定により、規則的、能率的に日米両口の援助が

実施されることを期待している。

7. 職務 — 現在、日米の対沖縄援助は日米協定

5. 沖縄から出た者は米口の許可書と行務に

いつか、この関係は直ちに変更は土小のほう。

8. 行政主席 — 議会政治における首相と同じ地位

に立つことによる。

9. 高年務官と民政官 — 高年務官は従来より

沖縄に対して米口の権限を行使する最高責

任者であり、^(琉球政府) 沖縄との日常の接觸局は

民政官がなすことによる。従って、民政官は

高年務官の職務を代行することになるが、文

官が従来土小のことは実質的に兼任である。

3月19日のケネディ大統領声明
公表の際におけるケイセン特別補
佐官記者会見要旨

昭37.3.22
北東アジア課

(3月22日サタリン書記官より聴取のもの)

1. 声明の最重要点

米軍基地としての重要性と日本人として本土と密接な関係を持ちたいという沖縄人の希望とを調整せんとする政策の表明である。

2. 拒否権

実体に変化がある訳ではなく、手続上の改善が第9条及び第11条の改正によつて行なわれた。特に拒否権行使の場合に国防長官に理由を報告しなければならなくなつた。もつとも、これらのことは従来とも行なわれていたことである。

3. 自治権

立法院による行政主席の指名、立法院による選挙区及びその数の変更等は自治権の拡大である。今後声明の5及び6の検討の結果、さらに自

治権の拡大が行なわれよう。

4. 潜在主権

実質が変更した訳ではないが、「日本本土の一部である」ことを確認したのは初めてのことであり、沖縄人が文化的にも種族的にも日本国民であることを認めたと相俟つて、潜在主権に対する米国の考え方を明かにしたものである。右により、沖縄が将来帰属するのは日本であり、日本以外のいかなる第三国にも返還されえないとの米国の政策を明確にしたことになる。

5. プライス法の修正

米国政府は従来より援助増大の必要を痛感し、議会に対してもこれを強調して来たが、声明は議会に改正法案を提出することを明かにした。新しい制限額がどの位の金額になるかはいえない。

6. 日本の対沖縄援助

日本の沖縄援助も従来より供与されていたが、不規則にしか行なわれなかつた。今後は、日

米間の協議により、規則的、能率的に日米両国の援助が実施されるようになることを期待している。

7. 旅券

現在、日本から出国する沖縄人は日本旅券を、沖縄から出国する者は米国の許可書を所持しているが、この関係は直ちに変更はされないだろう。

8. 行政主席

議会政治における首相と同じ地位に立つことになる。

9. 高等弁務官と民政官

高等弁務官は従来どおり沖縄に対して米国の権限を行使する最高責任者であるが、琉球政府との日常の接触は民政官が当ることになる。従つて、民政官は高等弁務官の職務を代行することになるが、文官が任命されることは実質的な変化である。